

風間浦村活イカ備蓄センター指定管理者募集要項

風間浦村の地域資源である活イカ等の水産物を常時備蓄、提供することによる水産物の消費拡大、元祖烏賊様レースを核とした観光資源のPRによる誘客促進を図り、地域経済活性化に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び風間浦村水産物蓄養施設設置条例（平成4年条例第8号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 風間浦村活イカ備蓄センター
- (2) 所在地 風間浦村大字下風呂字下風呂127番地
- (3) 施設の概要
 - ア 建設年月 平成5年4月（平成29年一部改修）
 - イ 敷地面積 559.02㎡
 - ウ 建築構造 木造
 - エ 延床面積 269.39㎡
 - オ 主要施設 別添管理物件一覧のとおり

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設、付帯施設及び物品の維持管理に関する業務
 - (2) 建物及び設備の保守点検に関する業務
 - (3) 施設及び敷地内の清掃に関する業務
 - (4) 風間浦村近海で水揚げされた水産物等の販売促進に関する業務
 - (5) 元祖烏賊様レースの運営、その他観光情報の収集及び提供に関する業務
 - (6) 地場産品の展示並びに情報の収集及び提供に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるものの他、施設の運営に関し村長が必要と認める業務
- ※ 詳細は、別添「風間浦村活イカ備蓄センター指定管理業務仕様書」をご参照下さい。

3 指定期間

令和元年7月12日から令和4年3月31日までとします。

4 申請の資格

申請の資格は、村内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であって次の事項に該当しないものとします。

（個人事業者は指定管理者となることはできません。）

- (1) 次のいずれかに該当する方は、応募することができません。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当する者
 - イ 風間浦村が行う各種契約の指名競争入札において、指名停止を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続を開始している法人
 - エ 団体又はその代表者が国税及び地方税を滞納している者
 - オ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者がある法人。
 - カ 団体又は役員及びその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの統制の下にあるもの及びそれらの利益となる活動を行っている者
 - キ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ない者
 - ク その他本事業の事業者として不適切と認められる事由がある法人

5 申請方法等

- (1) 申請書類等
- ア 指定管理者指定申請書・・・【様式 1】
 - イ 申請資格に係る申立書・・・【様式 2】
 - ウ 事業計画書・・・【様式 3】
 - エ 収支計画書・・・【様式 4】
 - オ 当該団体の前事業年度の収益（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（類似施設以外の事業が含まれている場合には、類似施設の収支がわかる書類についても添付すること。）
 - カ 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
 - キ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - ク 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
 - ケ 法人以外の団体の場合は、団体の代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿
 - コ 国税及び地方税について未納がないことの証明書
- ※上記のほか、村長が必要と認める書類を後日提出していただくことがあります。

(2) 申請書類の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和元年5月21日(火)から

イ 配布場所 風間浦村総務課 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

※公募要項等は、村のホームページからもダウンロードできます。

(3) 提出部数

正本1部及び副本12部とする。

なお、副本については、添付書類も含め複写したもので可とするが、紙の大きさはA4版とすること。

(4) 申請関係書類の受付

ア 受付期間 令和元年5月21日(火)から令和元年6月20日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 受付方法 風間浦村総務課までご持参ください。

(5) 募集内容に関する質問

ア 受付期間 令和元年5月21日(火)から令和元年6月5日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 質問の方法 必要事項を記載してFAXで送付下さい。・・【様式5】
なお、電話、口頭よる質問には回答しません。

ウ 回答の方法 応募したすべての団体に令和元年6月10日(月)までに
FAXで回答します。

6 指定管理者の管理運営の基準

※ 別紙「風間浦村活イカ備蓄センター指定管理業務仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

7 指定管理者の指定

(1) 候補者の選定方法

指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)は、指定管理者選定委員会において事業計画書等の審査を行い選定します。(審査の結果、候補者として適した者がいないと認める場合は、候補者を選定しないことがあります。)

(2) 選定基準

指定管理者の候補者選定は、次に掲げる選定基準(風間浦村公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成18年条例第1号)第4条の規定)に基づき、総合的な審査を実施して決定します。

ア 風間浦村産農林水産物の消費拡大を促進し、地域経済の活性化が図られるものであること。

イ 元祖烏賊様レースの運営を核とした、観光交流人口の拡大が図られるもので

あること。

ウ 公の施設の効果を最大限に発揮するものであること。

エ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

オ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

カ 施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

- ・防災、犯罪等の危機管理体制及び情報管理体制が整備されるものであること。
- ・適正な健康管理と衛生管理が図られるものであること。

(3) 資格審査

申請資格について審査します。応募団体（以下「応募者」という。）が「申請資格」の事項を満たさない場合は、審査の対象から外すとともに、その結果を郵送で通知します。

(4) 書類審査

申請資格に適合していると判断した団体を対象として、提出された申請書等の審査を行い、申請書等が次のいずれかの要件に該当する場合は、審査の対象から外すとともに、その結果を郵送で通知します。

ア 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの

イ 記載すべき事項の一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

(5) 評価項目と配点

評価項目と配点については、別紙1のとおりとします。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して文書で速やかに通知するとともに、選定の経過及び結果を村のホームページへの掲載等により公表します。

なお、公表までの間、選定結果等についての問い合わせには応じません。

(7) 指定管理者の指定

候補者として選定された応募者を指定管理者として指定する議案を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、村議会に提案し、可決後に指定管理者として指定します。村議会への提案は、審査終了時、直近の定例会を予定していません。指定に当たっては、指定団体に文書で通知します。

なお、指定管理者の指定について村議会で可決を得られなかった場合又は指定議決を受けた後、当該指定管理者の責めに帰すべき事由により施設の管理ができなくなった場合や指定を取り消された場合は、管理運営等の準備に支出した費用等について、村は補償しません。

8 協定の締結

指定管理の可決を受けた後、風間浦村指定管理者との間で指定期間中の基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた年度別協定を締結します。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理に係る業務の内容に関する事項
- イ 村が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理に係る業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 指定期間に関する事項
- オ 禁止等に関する事項
- カ 関係法令等の遵守に関する事項
- キ 事故発生時の報告等に関する事項
- ク 公の施設の維持補修に係る責任の分担及び公の施設管理に伴い取得した物品等に関する事項
- ケ 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- コ 風間浦村行政手続条例（平成8年条例第9号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続きに関する事項
- サ その他村長が必要と認める事項

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度に村が支払うべき指定管理費用に関する事項
- イ その他

9 申請に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、申請書類等の提出をもって、この募集要項、仕様書等の記載内容に承諾したものとみなします。なお、村が必要と認める場合は、追加書類の提出又は補正を求めることがあります。
- (2) 申請については、1団体につき1申請とします。
- (3) 事業計画書等の内容が、村の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は原則申請者の負担とします。また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。
- (4) 申請書類等は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (5) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (6) 申請書類等を提出した後は、書類等の記載内容を変更又は追加することはできません。
- (7) 申請資格の確認等のため、団体の主要構成員（理事・監事等）に係る住民票又は住民票記載事項証明書の提出を求めることがあります。
- (8) 指定管理者指定申請書の提出後に辞退をする場合には、辞退届（任意の様式）

を提出してください。

- (9) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当することとなったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

10 配布書類等

- (1) 風間浦村活イカ備蓄センター指定管理者募集要項（本書）

- (2) 風間浦村活イカ備蓄センター指定管理業務仕様書

- (3) 指定管理者指定申請書及び関係書類の様式（様式1～5）

- (4) 参考書類

ア 風間浦村水産物蓄養施設設置条例

イ 風間浦村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び同施行規則

ウ 風間浦村活イカ備蓄センター平面図

11 指定期間満了時の引継ぎ

指定管理者は、次期指定管理者又は引継ぎを受ける者が円滑かつ支障なく施設の管理運営を遂行できるよう、引継を行わなければなりません。

12 指定管理導入スケジュール

- (1) 公及び選定スケジュールは次のとおりです。

- (2) 公募の方法は、風間浦村ホームページへの掲載及び公共施設に掲示する。

ア 募集の周知 令和元年5月21日（火）

イ 募集要項の配布 令和元年5月21日（火）から

ウ 質問の受付 令和元年5月21日（火）から6月5日（水）まで

エ 質問への回答 令和元年6月10日（月）まで

オ 申請書類の受付 令和元年5月21日（火）から6月20日（木）まで

カ 資格審査 令和元年6月26日（水）予定

キ 指定管理者候補の選定結果公表 令和元年6月27日（木） 予定

ケ 指定管理者の指定 令和元年7月臨時会議案提案

コ 協定の締結 令和元年7月予定

サ 指定管理料予算の決定 平成31年3月

シ 指定管理者による業務の開始 令和元年7月12日予定

13 問い合わせ先

① 申請書等に関することについては

- (1) 担当課 風間浦村 総務課
- (2) 住 所 〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5
- (3) 電 話 0175-35-2111
- (4) F A X 0175-35-2403

② 指定管理の業務内容に関することについては

- (1) 担当課 風間浦村 産業建設課
- (2) 住 所 〒039-4502 下北郡風間浦村大字易国間字大川目 28 番地 5
- (3) 電 話 0175-35-3111
- (4) F A X 0175-35-2403